

2019年11月特別会議 議案に対する討論

2019年11月13日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっております

[議案第158号](#) 令和元年度 大津市一般会計補正予算（第5号）

[議案第159号](#) 大津市コミュニティセンター条例の制定

について討論を行います。

まず議案第158号についてです。

本補正予算については、環境美化センターのゴミ焼却施設の不具合が急に発生したことからその緊急的な補修費ならびに施設の休炉に伴うゴミの市外への搬出にかかる経費と、台風19号接近により大津湖岸なぎさ公園に漂着した水草や藻の回収、処分にかかる経費を追加するもので、市民生活にたちまち影響が及ぶ喫緊の課題解決のための費用として緊急性、必要性を認めるものです。

なお琵琶湖上やその護岸、湖岸の公園などの水草、藻の処分については、近年の気候変動などに伴い深刻な状況が広がり、その処理費についても増大しているところです。琵琶湖再生法の趣旨に基づき、琵琶湖の環境保全・再生に積極的に取り組むことの重要性や今回の台風など自然災害の状況を踏まえ、今後、費用負担に関わって国や県の財政支援に向けての協議を深めていただくことを求めて、本補正予算に賛成するものです。

次に議案第159号についてです。

本議案は、先の9月通常会議において、市長自らが行ったコミュニティセンター条例の提案を撤回し、新たな条例の提出を議会に申し出ながら、結局は市自治連合会からの申し出に答える形で提出を見送ったものです。そしてそれから約2週間で再提出を表明され、今会議が開かれたものです。

新たな条例案について、本来主体である市が地域に向いて説明責任を果たすのは当然のことであり、誰かに言われて行うことではありません。ところが、本会議での市の説明責任に対する質疑で市長は、コミセン化については2017年以降、「市民センターの機能等のあり方」の素案から有識者や各種団体、学区住民などを対象にさまざまな形で説明や意見交換を行ってきたことを繰り返し強調され、市としての方針は変わらないとして、本条例案についても市が地域に説明する必要性があるという認識は示さず、条例制定後に説明をしていくとされています。

これまでで一番丁寧に説明してきたと市長は胸を張っておっしゃられますが、未だに多くの市民のみなさんの「納得ができない」という声があがっていることをみれば、それでもなお市民の理解を得るには不十分だということではないでしょうか。市民のみなさんの「納得ができない」という思いの中には、不確定な部分が余りにも多く、意見を述べても具体的な対応や対策についての返答がなく、今後検討していくといった曖昧な回答が繰り返されることに、不安や心配が払拭されず「反対」「賛成」の判断もつかないというのが大半ではないかと考えます。

中でもコミュニティセンター化することについては、コミュニティセンターを地域のまちづくりの拠点にし、地域に管理運営を委ねることや生涯学習専門員を配置しないこと、公民館ではできなかったことができるようになることなどが示されてきましたが、コミュニティセンター化することのメリット・デメリットが共有できるに至らず、議論を重ねれば重ねるほど、疑問や問題点が噴出し、さまざまな課題が明るみになってきました。コミュニティセンターでは自由な営利活動ができ

るとしていたにもかかわらず、結局は大幅に活動が縮小されたり変更され、生涯学習専門員は一定期間配置するが配置するか否かは地域が決めることにするとしたりと、制度構築の不十分さが露呈される始末です。庁内の関係部局での意見交流やすりあわせが十分に行われたとは、とても思えません。そして結果として当初の説明から内容が大きく変わってきていることは、ほとんど市民に知らされていません。

あわせてコミュニティセンターの運営主体として、地域で組織してもらうことを目指している「まちづくり協議会」についても、自治連合会には手引きを元に一定説明が行われたとはいえ、その組織の位置づけや運営の責任の所在、運営方法などが不明瞭なままで、大半の市民にはほとんど伝えられていないばかりか、「まちづくり協議会」の活動のイメージすら持てないのが現実です。

またコミュニティセンター化しても公民館機能を残すとされていますが、その実施は、地域に委ねられることとなります。今まさに、いじめやLGBT、子どもや高齢者の虐待などの喫緊の社会問題が深刻化し、次代を担う人材育成にも市をあげて取り組む必要があることから、市長部局のみならず教育委員会が果たす役割は大きいものがあります。大津市においては各小学校区に公民館を設置し、人権を尊重するまちづくりに取り組んできた歴史を踏まえ、これをさらに発展させていくのかは、市の姿勢が問われるところです。地域の自主的な活動を支援するなど無責任に地域任せにするのではなく、大津市ならではの社会教育の位置づけを条例上に明確にして、教育委員会が体制を整備し積極的に取り組むことを表明すべきと考えるものです。

本条例が成立すると、「まちづくり協議会」の設立をはじめ、条件が整った地域から進めていくこととなりますが、コミュニティセンター化が有益なものとするならば、「地域」がそれを決定するのではなく、オール大津で共有される必要があるはずです。

今回の市の拙速な進め方で、すでに学区間、地域内で分断が生まれています。このまま、余りにずさんな制度設計でスタートし合意形成がなく走り出すことで、さらなる地域間の分断を進め、市に対する不信が高まることで、今後の市政運営に大きな影響を及ぼしかねないことを非常に危惧するものです。

市長が進めるとされる「住民自治の確立した魅力あるまちづくり」とは、いったい誰のためのものでしょうか。市民の幸せをめざすのであれば、まちづくりの方向性を市民と共有し、市民の疑問や不安に真摯に応え、市民との合意形成を丁寧に行うプロセスこそ重要にすべきです。

私はそうした点からも取り組む順序が間違っていると考えます。一旦立ち止まり、まずは「まちづくり協議会」の位置づけを明らかにし、市民のみなさんに理解が得られるよう、庁内で熟議を重ねて制度をしっかりと構築することです。コミュニティセンターの自主運営については、「まちづくり協議会」の安定的、継続的な活動が行われてこそ議論されるべきことです。

今回のような市民に不安や心配を与えるやり方では、市民の自主的主体的な活動を促し、地域において住民自治を強める取り組みを進めていくことができるとは思えません。市民をないがしろに強行に進めることは、住民自治に逆行し民主主義をも踏みこむものであり、よって本議案に反対するものです。

以上で討論を終わります。